

エネトピアでんき利用規約集_電気サービス約款 新旧対照表

現行の電気サービス約款	備考	変更後の電気サービス約款	摘要
<p>3. 定義</p> <p>(11) <u>燃料費調整額</u> 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度にもとづいて算出された値をいいます。</p> <p>(25) <u>平均燃料価格算定期間</u> 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>19. 料金の支払方法</p> <p>(2) 両社は、<u>領収書および支払証明書</u>は、発行しないものといたします。</p> <p>附則</p> <p>1. 本約款の実施日 本約款は、<u>2025年9月1日</u>から実施します。</p> <p>別表</p> <p><u>2. 燃料費調整</u></p> <p>(1) <u>燃料費調整額の算定</u></p> <p>イ <u>平均燃料価格</u>：原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>$平均燃料価格 = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p>	<p>変更 変更 変更 変更</p> <p>削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除</p> <p>変更</p> <p>変更 追加 追加 追加</p> <p>変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更</p>	<p>3. 定義</p> <p>(11) <u>電源調達等調整額</u> 本小売電気事業者が、お客さまに電気を供給するにあたり、調達する各種電源の費用および安定的な供給を確保するための諸制度に対応する費用の変動を毎月の電気料金に反映させるため、別表2（電源調達等調整）に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>19. 料金の支払方法</p> <p>(2) 両社は、<u>支払証明書</u>は、発行しないものといたします。</p> <p>附則</p> <p>1. 本約款の実施日 本約款は、<u>2026年6月1日</u>から実施します。</p> <p><u>2. 電源調達等調整額の適用</u> 電源調達等調整額については、原則として、料金算定期間の初日が2026年6月1日以降であり、かつ2026年7月検針分（2026年8月請求分）から、本約款を適用します。</p> <p>別表</p> <p><u>2. 電源調達等調整</u></p> <p>(1) <u>電源調達等調整額</u> 本小売電気事業者が以下の基準にて算定する燃料調整単価、市場調達単価および安定調達調整単価の合計を電源調達等調整単価といたします。電源調達等調整額は、当該需要場所の1月の使用電力量に電源調達等調整単価を適用し算定いたします。</p> <p>(2) <u>燃料調整単価の算定</u> 本小売電気事業者は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料調整単価を算定いたします。</p>	

現行の電気サービス約款	備考	変更後の電気サービス約款	摘要
	<p>変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更</p>	<p>※上記市場調達単価適用期間において、「検針日」とあるのは、両社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。</p> <p><u>(4) 安定調達調整単価の算定</u> 安定調達調整単価は、地域内の再生可能エネルギー発電設備において発電された電力の調達費用および電力システム改革等の制度変更に関連して生じる安定供給のための調達費用に応じて算定いたします。なお、算定は原則として毎月1日時点において行い、電源調達等調整単価に適用（加算または減算）いたします。</p> <p><u>(5) 電源調達等調整単価の通知</u> 両社は、算定された電源調達等調整単価を両社ホームページ等によりお知らせいたします。</p> <p><u>(6) 電源調達等調整単価算定方法の改定</u> 本小売電気事業者は、本小売電気事業者が電源調達等調整単価の算定方法を改定する必要がある場合、適宜、その算定方法について見直しを行うことがあります。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の算定方法により算定された電源調達等調整単価の適用を開始するものといたします。</p>	

エネトピアでんき利用規約集_電気料金プラン約款 新旧対照表

現 行 の 電 気 料 金 プ ラ ン 約 款	備 考	変 更 後 の 電 気 料 金 プ ラ ン 約 款	摘 要
<p>電気料金プラン約款（以下「本約款」という）は、鳥取ガス株式会社および鳥取ガス産業株式会社（以下「両社」という）の電気サービス約款（両社が電気サービス約款を変更した場合には、変更後の電気サービス約款によります。）にもとづき、電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含みます。</p> <p>1.実施時期 本約款は、<u>2025年9月1日</u>より実施いたします。</p> <p>6. 払込票等および検針結果のお知らせ発行手数料 <u>（1）お客さまが振込払いで料金を支払われる場合等の払込票等発行手数料は、次のとおりといたします。</u> <u>1 契約1通につき：330円（税込）</u> <u>（2）お客さまの希望により、両社が検針の結果等を書面でお知らせする場合の発行手数料は、次のとおりといたします。</u> <u>1 契約1通につき：165円（税込）</u></p> <p>9.契約種別 （1）従量電灯A ロ 料金 料金は、以下に定める最低料金、電力量料金、および電気サービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、電気サービス約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気サービス約款別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気サービス約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気サービス約款別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>（2）エネトピアグループ電気サービス契約Ⅱ（以下「電気サービスⅡ」という） ロ 料金 料金は、以下に定める最低料金、電力量料金、および電気サービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、電気サービス約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気サービス約款別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気サービス約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気サービス約款別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃</p>	<p>変更 変更</p> <p>変更</p> <p>変更 変更 変更 変更 変更 変更</p> <p>変更 変更 変更 変更 変更</p> <p>変更 変更 変更 変更</p>	<p>電気料金プラン約款（以下「本約款」という）は、鳥取ガス株式会社および鳥取ガス産業株式会社（以下「両社」という）の電気サービス約款（両社が電気サービス約款を変更した場合には、変更後の電気サービス約款によります。）にもとづき、電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、電源調達等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含みます。</p> <p>1.実施時期 本約款は、<u>2026年6月1日</u>より実施いたします。</p> <p>6. 書面発行手数料 <u>以下の書面を発行する場合には、記載の発行手数料を申し受けます。</u> <u>（1）口座振替領収証：165円／通（税込）</u> <u>（2）請求書・納品書：各220円／通（税込）</u> <u>（3）払込取扱票：330円／通（税込）</u></p> <p>9.契約種別 （1）従量電灯A ロ 料金 料金は、以下に定める最低料金、電力量料金、および電気サービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、電気サービス約款別表2（電源調達等調整）（1）によって算定された電源調達等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。</p> <p>（2）エネトピアグループ電気サービス契約Ⅱ（以下「電気サービスⅡ」という） ロ 料金 料金は、以下に定める最低料金、電力量料金、および電気サービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、電気サービス約款別表2（電源調達等調整）（1）によって算定された電源調達等調整額燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。</p>	

現行の電気料金プラン約款	備考	変更後の電気料金プラン約款	摘要
<p>料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(3) エネトピアグループ電気サービス契約Ⅲ（以下「電気サービスⅢ」という） □ 料金 料金は、以下に定める電力量料金および電気サービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、電気サービス約款別表2（<u>燃料費調整</u>）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気サービス約款別表2（<u>燃料費調整</u>）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気サービス約款別表2（<u>燃料費調整</u>）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気サービス約款別表2（<u>燃料費調整</u>）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(4) エネトピアグループ電気サービス契約Ⅳ（以下「電気サービスⅣ」という） □ 料金 料金は、以下に定める電力量料金および電気サービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、電気サービス約款別表2（<u>燃料費調整</u>）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気サービス約款別表2（<u>燃料費調整</u>）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気サービス約款別表2（<u>燃料費調整</u>）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気サービス約款別表2（<u>燃料費調整</u>）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(5) エネトピアグループ電気サービス契約Ⅴ（以下「電気サービスⅤ」という） □ 料金 料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、および電気サービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、電気サービス約款別表2（<u>燃料費調整</u>）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気サービス約款別表2（<u>燃料費調整</u>）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気サービス約款別表2（<u>燃料費調整</u>）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気サービス約款別表2（<u>燃料費調整</u>）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>附則 1. 本約款の実施期日 本約款は、<u>2025年9月1日</u>から実施します。</p>	<p>変更</p> <p>変更 変更 変更 変更</p> <p>変更 変更 変更 変更</p> <p>変更 変更 変更 変更</p> <p>変更 追加 追加 追加</p>	<p>(3) エネトピアグループ電気サービス契約Ⅲ（以下「電気サービスⅢ」という） □ 料金 料金は、以下に定める電力量料金および電気サービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、電気サービス約款別表2（<u>電源調達等調整</u>）（1）によって算定された電源調達等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。</p> <p>(4) エネトピアグループ電気サービス契約Ⅳ（以下「電気サービスⅣ」という） □ 料金 料金は、以下に定める電力量料金および電気サービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、電気サービス約款別表2（<u>電源調達等調整</u>）（1）によって算定された電源調達等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。</p> <p>(5) エネトピアグループ電気サービス契約Ⅴ（以下「電気サービスⅤ」という） □ 料金 料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、および電気サービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、電気サービス約款別表2（<u>電源調達等調整</u>）（1）によって算定された電源調達等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。</p> <p>附則 1. 本約款の実施期日 本約款は、<u>2026年6月1日</u>から実施します。 2. 書面発行手数料の適用 <u>書面発行手数料については、原則として、口座振替領収証は7月振替分から、それ以外の書面は8月発行分から、本約款を適用します。</u></p>	